## 豊中市 介護保険料 \*\*\* 減免基準一覧 \*\*\*

条例 規則	減免理由	被保険者本人・主たる生計維持者の 住民税課税状況の要件	世帯収入の基準額	収入見込額から 控除できる費用	減免割合	必要書類 (コピー可)	留意事項
カー4 不	災害(震災、風水害、火災、その他これらに類する災害)により、被保険者又は主たる生計維持者が、住宅・家財・その他の財産に著しい損害を受けたとき		_	_	・損害の程度が5割以上 : 免除 ・損害の程度が3割以上 5割未満: 5割	・罹災証明 (官公庁が発行するもの)	・減免期間は、事実発生日から1年 ・年度をまたぐ場合は再申請が必要
条例 第12条 第2号	被保険者の属する世帯の主たる生計維持者が、 ①死亡 ②心身に重大な障害 ③長期間入院 した事により、世帯の収入が著しく減少 したとき	_	見込額の合計が下記以下 1人世帯: 96万円 2人世帯:146万円 3人世帯:196万円 4人世帯:246万円	・教育費(学費・給食費) ・家賃 ・入院に要する費用	基準額の25% 月: 1,749円 年:20,988円	<ul> <li>減免理由欄①~③が分かる書類 ①死亡診断書等 ②身体障害者手帳等 ③医療機関が発行した領収書等</li> <li>世帯員全員の当該年中の収入 が見込める書類</li> <li>控除できる費用が見込める書類</li> </ul>	・心身に重大な障害とは ①身体障害者手帳1・2級 ②精神障害者保健福祉手帳1級 ③規則第17条第2号イに定める難病 とする ・長期間入院とは90日以上とする
条例 第12条 第3号	被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の収入が、 ①事業等の休廃止 ②事業上の著しい損失 ③失業等 により、著しく減少したとき					・減免理由欄①~③が分かる書類 ①休業届・廃業届等 ②事業上の著しい損失が確認 できる書類 ③離職票・退職証明書等 ・世帯員全員の当該年中の収入 が見込める書類 ・控除できる費用が見込める書類	_
条 第12条 第18条 第18条 ア	被保険者本人が下記いずれかの手帳を 所持している ①身体障害者手帳 1~4級 ②療育手帳 A または B1 ③精神障害者保健福祉手帳 1級 または 2級	被保険者本人が 住民税非課税		_		<ul><li>・減免理由欄①~③の手帳</li><li>・世帯員全員の当該年中の収入が見込める書類</li></ul>	_
条 第12条 第18条 第18条 第17 第18条	被保険者本人が下記いずれかの証明書 等を所持している ①特定医療費(指定難病)受給者証 ②特定疾患医療受給者証 ③指定疾患医療援助金 給付承認通知書 ④先天性血液凝固因子障害等 医療受給者証					<ul><li>・減免理由欄①~④の受給者証等</li><li>・世帯員全員の当該年中の収入が見込める書類</li></ul>	_
	やむを得ない事情による臨時の出費又 は生活困窮により保険料の納付が特に困 難である	①被保険者本人が 住民税非課税 かつ ②主たる生計維持者が 住民税非課税		・生活資金(廃業・倒産・人員整理等で生活するために必要な借入金)の返済に充てる費用 ・医療費(高額療養費として償還されるものは除く)		・世帯員全員の当該年中の収入 が見込める書類 ・控除できる費用が見込める書類	・家賃の金額は住宅扶助の基準額とする 単 身:42,000円/月 2 人:50,000円/月 3~5人:55,000円/月 6 人:59,000円/月 7人以上:66,000円/月